

設計共同体で参加する場合の審査・評価の考え方

プロポーザル方式及び総合評価落札方式で発注する業務については、原則、設計共同体での参加を認めているところであり、ガイドライン及び入札説明書に審査・評価の考え方は、項目ごとに掲載済ではあるが、以下のとおりまとめたので参考にされたい。

1. 設計共同体としての競争参加者の資格の認定

- 設計共同体で参加する場合は、以下2に示す要件を満足するほか、中部地方整備局長から設計共同体で競争参加資格の認定（又は申請中）を受けている必要がある。
- また管理（主任）技術者は設計共同体の代表者から配置し、構成員の数は2者を基本とする。
- 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合、必要以上に細分化され過ぎている場合は設計共同体として認定しない場合がある。

2. 選定要件及び競争参加資格要件

- 「選定要件」とは、プロポーザル方式における技術提案書の提出者に求める必須要件であり、「競争参加資格要件」とは、総合評価落札方式における入札参加者に求める必須要件であるため、要件を満たさない者の参加は認められない。
- 設計共同体で参加申請された場合は、以下のとおり審査・評価を行う。

	資格要件	対象	備考
基本的要件	参加資格要件	全て	
	予決令及び会計令	全て	
	一般競争参加資格	全て	
	会社更生法又は民事再生法	全て	
	指名停止の措置	全て	
	警察当局からの排除要請	全て	
	資本関係及び人的関係に関する要件	全て	
求める要件 参加表明者に	業務実績	全て	同種又は類似いずれかの実績を有していればよい
	地域要件（業務拠点）	いずれか	
	中立性・公平性	全て	

※『全て』とは、代表者を含む全ての構成員を対象とした要件。

※『いずれか』とは代表者を含む全ての構成員のうち1者を対象とした要件。

※設計共同体が該当する項目のみを抜粋している。

3. 評価

- 「評価」とは、プロポーザル方式における技術提案書の特定、総合評価落札方式における技術点にあたり、点数評価を行うものである。
- 設計共同体で参加申請された場合は、以下のとおり評価を行う。

評価項目	評価の着目点	評価方法	備考
基本事項 (企業)	地域精通度 (業務拠点)	・ 代表者を含む全ての構成員のうち最も評価の高い構成員で評価する。	
	企業信頼度 (優良業務表彰等)	・ 設計共同体での実績のほか、代表者を含む全ての構成員の単体企業として受賞した実績も評価対象とする。 ・ 最も評価の高い実績で評価する。	
	賃上げ表明	・ 代表者を含む全ての構成員の表明書の提出がない場合、及び判断基準を満足していない場合は評価しない。	
	賃上げ実績	・ 未達成となった企業を構成員に含む場合は、減点評価を行う。	
技術提案書	実施方針 (若手技術者の活躍 ・ 『人材育成』)	・ 代表者を含む全ての構成員の実績の提出がない場合、及び判断基準を満足していない場合は評価しない。	総合評価 【簡易型】 のみ対象

※申請資料で提出された資料でのみ評価する。

※設計共同体が該当する項目のみを抜粋している。